

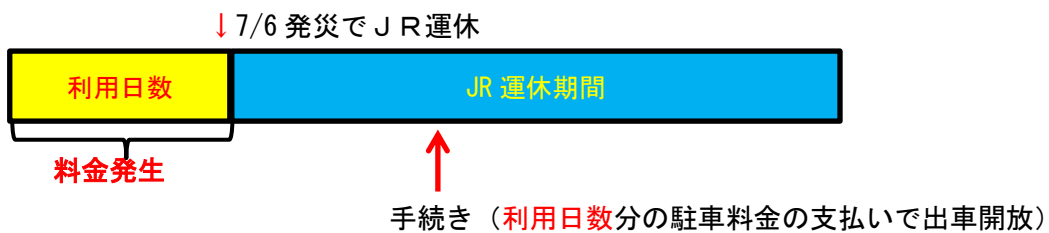
平成30年7月豪雨に係る自転車駐車場駐車料金の運用について

発災から約1か月が経過し、山陽本線の不通により、JRが復旧するまで自転車等を取りに来られない方、解約手続きができない方へ配慮し、次のとおり運用を開始します。

1 駐車料金の減免

●一時利用：7/1～8の間に駐車された方でまだ自転車等を取りに来られていない方

⇒駐車券を回収して日付確認を行い、被災時に駐車されていたことが分かれば、利用日数分の駐車料金で出車開放します。



例) 7/2に駐車し、8/3に車両引取りした場合 (駐車から引取りまで出入りなし)

7/2 駐車

↓ 7/6 発災

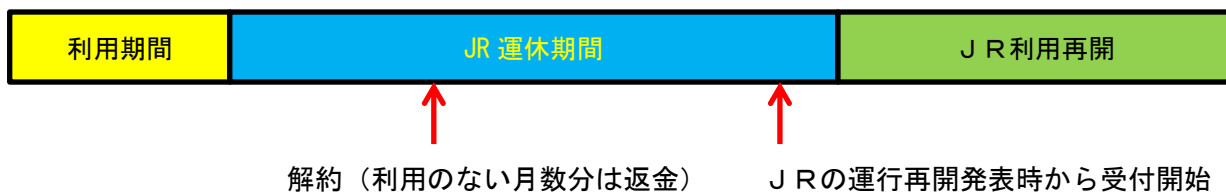


⇒この場合、駐車料金は7/2～7/6分となります。

2 駐車料金の返還

●定期利用 解約①：発災日をまたいで定期利用契約をされている方

↓ 7/6 発災でJR運休



例1) 登録期間3/16～9/15で、7/6以降利用がない場合

⇒7/16～9/15の2か月分を返金します。

例2) 登録期間6/20～7/19で、7/6以降利用がない場合

⇒1か月に満たないので返金できません。

●定期利用解約②：契約満期日が7/6～8で、かつ7/6以降の契約更新をし、1回も利用がない方

⇒その月を含め返金することとします。

例) 登録期間4/7～7/6で、7/1に3か月(7/7～10/6)の更新手続きを行い、7/6以降利用がない場合

⇒3か月分を返金します。

3 注意事項

- (1) 解約の場合は再度の利用開始時に登録手続きが必要です。
- (2) JRの復旧時には混雑が予想され、また満車により受付ができない可能性がありますのでご了承ください。

4 対象施設

- (1) 西条駅前第1自転車駐車場
- (2) 西条駅前第2自転車駐車場
- (3) 西条駅北第2自転車駐車場
- (4) 寺家駅南自転車駐車場
- (5) 寺家駅北自転車駐車場

※いずれも手続きは管理事務所で行います。

- (1) ~ (3) 西条駅前第1自転車駐車場管理事務所 (電話 082-422-4855)
- (4) ~ (5) 寺家駅南自転車駐車場管理事務所 (電話 082-421-3211)

5 運用開始日

平成30年8月1日から